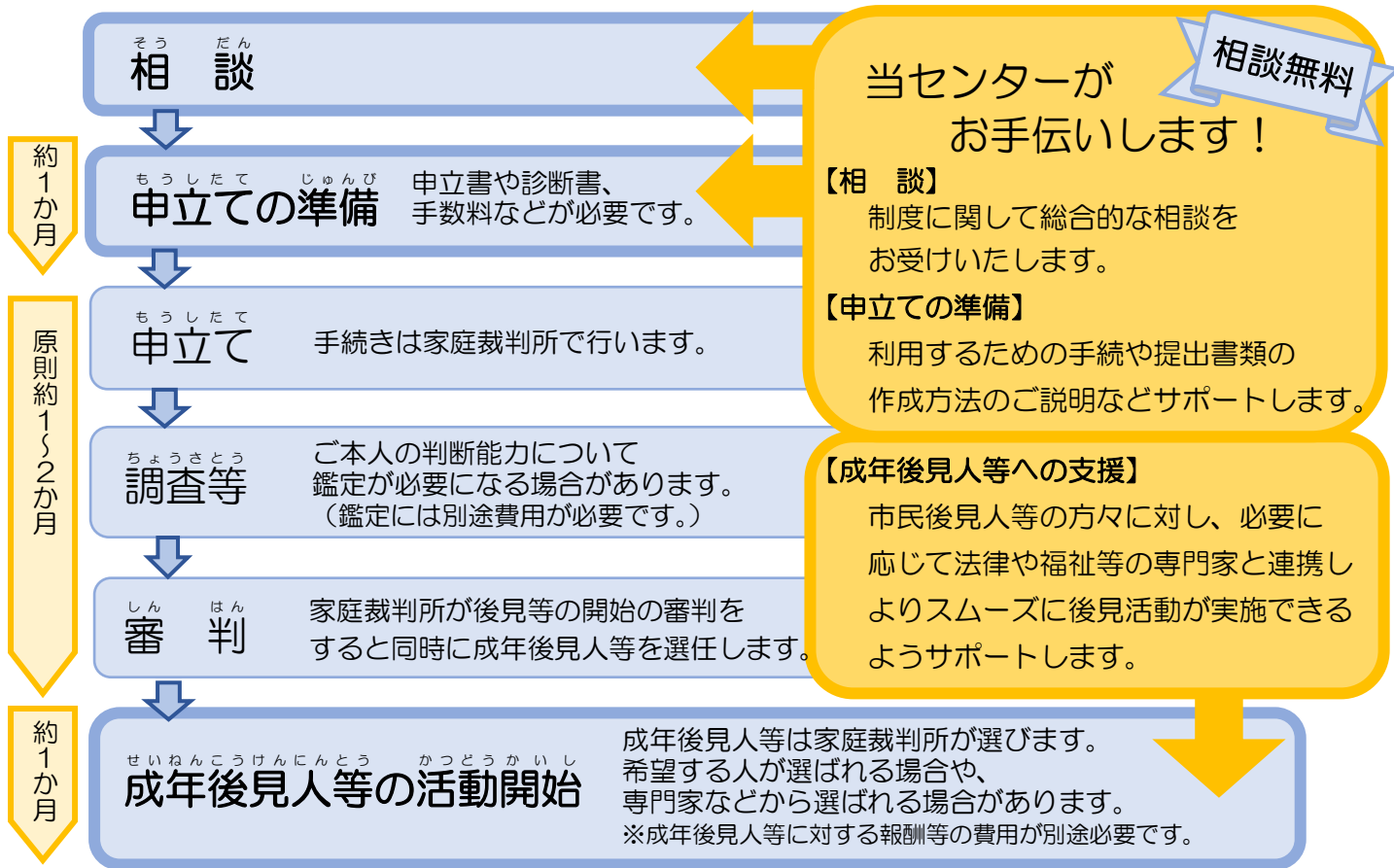


# 成年後見制度を利用するにはどうすればいいの？

ほうていこうけんせいど  
(法定後見制度)



※一般的な申立ての流れと期間をご案内しています。鑑定が必要な場合など、状況により成年後見人等の活動開始までにかかる時間が変わることがあります。

こちらの制度も

## あんしんサポート

成年後見制度の利用対象となるほど判断能力は低下していないが、ご自身だけでは日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用手続きに不安のある方に対して、自立した地域生活を送れるよう日常的な金銭管理や福祉サービスの利用に関する手続きのお手伝いを行います。

※社会福祉協議会が行っている福祉サービス お問合せ：郡山市社会福祉協議会 024-932-5311

お問合せ・ご相談は

電話：024-983-1557 (直通)

## 郡山市成年後見支援センター

(郡山市受託事業)

〒963-8024

郡山市朝日一丁目29-9

(郡山市総合福祉センター 郡山市社会福祉協議会内)

開所時間：月～金 8:30～17:15

(祝日・年末年始を除く)

電話：024-983-1557 (直通)

FAX：024-924-2954

メール：[k-shakyo-f@violin.ocn.ne.jp](mailto:k-shakyo-f@violin.ocn.ne.jp)



郡山市成年後見支援センター

検索

